
■安全管理法律相談

こちらのコーナーでは、WILL法律事務所の清水伸賢弁護士が安全管理上、知っておかなければならない法律知識の解説や、交通事故の裁判例の紹介を交えながら、運転管理の疑問、質問に答えます。

第89回「積荷の梱包材が傷んだ際の賠償責任」

【質問】

弊社は家電量販店から委託をうけて、家電を専門に運搬している運送事業所です。先日、家電量販店から「お客様から梱包のダンボールに凹みがあったとクレームがきたから、賠償してくれ」と言われたのですが、中身の商品が壊れたならまだしも、ダンボールをはじめとした梱包材まで完全に保護する必要はあるのでしょうか？

【回答】

運送事業者が商品を運送したことにより商品が破損した場合、通常は運送事業者が注文者に対して生じた損害を賠償する必要があります。

運送契約の内容や注文者の指示等によっては、運送事業者が契約を解除されたり、再配送する義務を負ったりすることもあります。いずれにせよ運送事業者が運送中の破損の危険を負担するのが原則です。

ただ、商品自体には破損がないのに、外装の破損だけを理由として運送事業者が損害賠償義務を負うかという点については、必ずしも明確に定まっているとはいえません。…

【続きを読む↓】

<https://www.think-sp.com/2021/03/01/houritsu-89-gaisou/>

■交通事故の裁判事例

今回は、市の職員が市施設の事業譲渡資料を取得中に事故を起こし、運転行為が「公権力の行使（※）」に該当するかどうかどうかが争われた事例を紹介します。

『公有資産の譲渡手続きの資料収集のための運転は「公権力の行使」に該当』

【事故の状況】

平成28年9月26日午前9時10分ごろ、Aは普通貨物自動車を運転して兵庫県三田市の道路を走行中に対向車線にはみ出し、対向してきた普通自動車Bと衝突し、B車は経済的全損となりました。

Bは、AはI市の運営するC活動センターに勤務しており、センターの事業譲渡の資料を入手するためにA車を運転していたのであって、この行為は私経済活動に該当すると考えられるため、国家賠償法1条の「公権力の行使」には該当せず、Aには民法709条（不法行為による損害賠償）に基づき、Aの使用人であるI市には民法715条（使用者等の責任）に基づいて、車両買換え費用や代車料など約172万の損害賠償を請求しました。

Aらは、公有資産の譲渡交渉のためにA車を運転中であり、国家賠償法1条の「公権力の行使」に該当するので、Aは民法709条に基づく責任を負わないし、I市も国家賠償法1条に基づく責任を負うことがあっても、民法715条に基づく責任を負うことはないなどと反論しました。

【裁判所の判断】

「公権力の行使とは、権力的活動に限らず、非権力的活動のうち私経済的活動を除いたすべての活動を指すものと広く解するのが相当であり、AはI市の職員としてI市の財産であるC活動センターの事業譲渡手続きの一環として、資料の収集のためにA車を運転していたのであるから、Aの行為は公権力の行使に該当すると解される。

Bらは、Aの運転行為は純然たる私経済活動に属し、公権力の行使には当たらないとして、いくつかの裁判例を挙げるが、いずれも本件とは事案を異にしており、採用できない」

「Aの違法行為が国家賠償法1条の対象になる場合においては、民法は適用さ

れず、公務員個人も責任を負わない」

として、I市に対して国家賠償法1条に基づいて約136万円の損害賠償を認めました。

(神戸地裁 平成30年10月4日判決)

(※) 公権力の行使とは、国または公共団体の活動のうち私経済活動(公務員が事務用品を買うなど)と国家賠償法2条(営造物の設置又は管理に瑕疵に基づく賠償責任)によって賠償されるものを除くすべてが該当する

■今日の朝礼話題

『飲酒運転を見て見ぬふりをしないで』

さる2月7日午後4時5分ごろ、広島県庄原市内で無免許で飲酒をした18歳の少年の運転する車がセンターラインをはみ出して、対向車線を走行してきた軽乗用車と衝突し、乗っていた高齢の夫婦2人を死亡させる事故がありました。…

【続きを読む↓】

<https://www.think-sp.com/2021/03/16/tw-insyuunten-miteminuhuri/>

シンク出版WEBサイトでは、朝礼時や会報作成時に参考にしていただける

「今日の朝礼話題」を毎日(弊社営業日)更新しています。

(情報のご利用につきましては、以下「当サイトのご利用について」をご確認ください↓)

<https://www.think-sp.com/2020/06/01/tw-kinkyu-jitai/>

■【好評発売中】小冊子「安全管理のトラブルから事業所を守る」

※仕様 A4判/16ページ/カラー刷

※価格 1, 100円 (1セット<5冊>・税込・送料実費)

※著者 清水伸賢 (弁護士)

本誌は、事業所の安全管理業務を行うに当たり、様々な法律上のトラブルから身を守るために知っておきたい法律知識をわかりやすく解説する小冊子「安全管理の法律問題」の続編です。

交通事故や労働災害、健康問題などから前作では取り上げていない関心の高い事例を6つ挙げ、解決方法や予防方法を紹介しています。

正しく法律知識を身につけ、対策することで、事業所全体の安全意識の高揚へとぜひお役立てください。

【詳しくはこちら↓】

<https://bit.ly/3r8Sxzz>

■【好評発売中】テスト「ドライバーのための『安全ルール理解度』診断」

※仕様 A4判／4ページ (複写式) / カラー刷

※価格 550円 (1セット<5冊>・税込・送料実費)

免許取得時にはしっかり覚えたはずの道交法に定められたルールも、時間が経つにつれ記憶があいまいになってしまい、誤った解釈をしたまま運転を続けていたりしませんか？

本テストでは、うっかり勘違いをしやすい安全ルールについて48の質問に「ハイ」「イエ」で答えていただくことで、普段どれぐらいルールを理解できているかを知ることができます。

「対歩行者・自転車ルールの理解度」や「一時停止と徐行ルールの理解度」など、勘違いをしたままだと交通事故に結びつく危険度の高い安全ルールについても理解度を確認できますので、ご自身の弱点を知り、今後の安全運転に活かすことができます。

【詳しくはこちら↓】

<https://bit.ly/2LIgnD9>

■【好評発売中】教育用DVD「高めよう！プロトラックドライバーとしての安全マインド（ドライバー編）」

※仕様 DVD（カラー34分）＋テキスト「高めよう！プロトラックドライバーとしての安全マインド」1冊付

※価格 33,000円（税込・送料無料）

※制作 一般社団法人日本トラックドライバー育成機構

※監修 酒井 誠（一般社団法人日本トラックドライバー育成機構代表理事）

本DVDは、テキスト「高めよう！プロトラックドライバーとしての安全マインド」の内容に沿って映像化した教育用DVDです。

「安全マインド」が高いドライバーと低いドライバー、それぞれの仕事への考え方や取り組みを映像で見比べて比較することで、ドライバーにとって安全マインドを持って働くことの大切さを学ぶことができます。

※同タイトルの「管理者編」は本年4月下旬の発売を予定しております。

【詳しくはこちら↓】

<https://bit.ly/38c01u0>

【事故防止メルマガ「Think」のバックナンバーはこちら↓】

<https://goo.gl/duF5ws>

本メールマガジンは、名刺交換をさせていただいた方々にも送信させていただいております。今後、メールマガジンの購読を希望されない場合は、お手数ですが下記アドレスまでご連絡をいただきますようお願いいたします。

（令和3年3月16日送信）

※本メールは「MSゴシック」などの等幅フォントで最適に表示されます。



～人と車の安全な移動をデザインする～

シンク出版株式会社

大阪市北区天神橋1-7-15 ビアリッツ天神橋501

TEL 06-6809-1989

FAX 06-6809-1984

Eメール mail@think-sp.com

URL <http://www.think-sp.com/>

